

度は、税制改正により、2000年7月1日から、一般的な児童養育費を支援する家族税給付(Family Tax Benefit)Part A、単親と片働き家族を支援する家族税給付 Part B、保育費を支援する保育給付(Child Care Benefit)の3つにまとめられた。このうち、Battle,et al.(2001)及び Mendelson(2003)で主として取り上げられたのは、家族税給付 Part A と家族税給付 Part B である。

家族税給付 Part A は、15歳以下の低所得世帯の児童に重点が置かれており、高所得世帯は対象にならない。家族税給付 Part A を受給するためには、原則として21歳未満の扶養児童がいること、受給申請者と扶養児童が原則としてオーストラリアの居住者であること、所得が一定額未満であることが必要である。支給額は、児童の年齢、児童の数、世帯年収によって変わる。平成20年1月現在、世帯年収が41318ドル(約384万円)以下であれば満額受給¹⁶が可能であり、世帯年収が41318ドル(約384万円)を超えると、世帯年収が1ドル増えるごとに20セントずつ、世帯年収が91542ドル(約851万円)以上では世帯年収が1ドル増えるごとに30セントずつ減額される。世帯収入が一定額以上¹⁷になると、家族税給付 Part A は支給されない。

家族税給付 Part B は、単親家庭と片働き家庭(片働き家庭に近い場合を含む。)のみを対象にしており、5歳未満の児童に重点が置かれている。家族税給付 Part B を受給するためには、原則として16歳未満の扶養児童がいること、受給申請者と扶養児童が原則としてオーストラリアの居住者であること、両親家庭の場合は所得の少ない者の年収が一定額未満¹⁸であることが必要である。支給額は、平成20年1月現在、単親か、両親のうち所得の少ない者の年収が4380ドル(約40万円)以下である場合には、最年少の扶養児童が5歳未満なら1世帯年3259.45ドル(約30万円)、最年少の扶養児童が5歳以上なら1世帯年2270.30ドル(約21万円)である¹⁹。

Battle,et al.(2001)が設定した、(a)5歳未満の児童が1人いる単親家庭と、(b)5歳未満

¹⁶ 13歳未満の児童1人につき年4460.30ドル(約41万円)、13歳以上15歳以下の児童1人につき年5595.45ドル(約52万円)、16歳以上17歳以下の児童1人につき年1890.70ドル(約18万円)、18歳以上24歳以下の児童1人につき年2310.45(約21万円)。1オーストラリアドル=93円(平成20年1月24日現在)で換算。支給年額には、児童1人につき年額667.95ドル(約6万円)の家族税給付 Part A Supplement を含む。(以下、同じ。)

¹⁷ 家族税給付 Part A を受給できなくなる世帯収入は、児童の年齢と数によって異なり、平成20年1月現在、18歳未満の児童が1人いる場合は97845ドル(約910万円)、18歳未満の児童が3人と、18歳以上24歳以下の児童が3人いる場合は155308ドル(約1444万円)である。

¹⁸ 2007年度では、最年少の扶養児童が5歳未満である場合は、22302ドル(約207万円)未満、5歳以上18歳未満である場合は、17356ドル(約161万円)未満。両親のうち所得の少ない者の年収が4380ドル(約41万円)を超える場合、家族税給付 Part B の支給額は、その者の年収が1ドル増えるごとに20セントずつ減額される。

¹⁹ 支給年額には、家族税給付 Part B Supplement を含まない。(以下、同じ。)

の児童が1人と、7歳以上13歳以下の児童が1人いる片働きの両親家庭の2つのモデル家族の、平成20年1月現在の家族税給付 Part A と Part B の支給額は、次のとおりである。

モデル a の家族の場合、家族税給付 Part A の支給額は、世帯年収が 41318 ドル (約 384 万円) 以下ならば年 4460.30 ドル (約 41 万円)、世帯年収が 41318 ドル (約 384 万円) 超 97845 ドル (約 910 万円) 未満ならば年 4460.30 ドル (約 41 万円) 未満 (年収に応じて減額)、世帯年収が 97845 ドル (約 910 万円) 以上になると支給されない。モデル a の家族の場合、家族税給付 Part B の支給額は、年 3259.45 ドル (約 30 万円) である。

モデル b の家族の場合、家族税給付 Part A の支給額は、世帯年収が 41318 ドル (約 384 万円) 以下ならば年 8920.60 ドル (約 83 万円)、世帯年収が 41318 ドル (約 384 万円) 超 107797 ドル (約 1003 万円) 未満ならば年 8920.60 ドル (約 83 万円) 未満 (年収に応じて減額)、世帯年収が 107797 ドル (約 1003 万円) 以上になると支給されない。モデル b の家族の場合、家族税給付 Part B の支給額は、年 3259.45 ドル (約 30 万円) である。

家族税給付 Part A と Part B の財源はいずれも連邦政府の一般財源で、受給には、所定の様式による申請が必要である。受給方法は、2週間ごとの直接的な給付として銀行口座への振込み等により受け取る方法、年度末に一括して受け取る方法、雇い主に申請して税金を減額する方法のいずれかを選ぶことができる²⁰。いずれも、消費者物価にスライドする。制度は、連邦家族・住宅・地域サービス・先住民省(The Department of Families, Housing, Community Services and Indigenous Affairs)とオーストラリア税務署 (The Australian Taxation Office) によって運営され、給付は、家族支援事務所 (The Family Assistance Office.以下、「FAO」という。)²¹によって行われている。

②カナダ²²

カナダの連邦児童給付制度は、児童扶養控除、家族手当、払戻型児童税クレジット、非払戻型扶養児童税クレジットの諸制度のいくつかの組み合わせを経験した後で、1993年に児童税給付(Child Tax Benefit.以下、「CTB」という。)に一本化された。CTBは、1998年に、カナダ児童税給付(Canada Child Tax Benefit.以下、「CCTB」という。)に移行して現在に至っている。カナダの連邦児童給付制度は一度は一本化されたが、その後、2006

²⁰ ただし、2週間ごとの直接的な給付としてしか受け取ることができない家賃補助(Rent Assistance)の申請者は、家族税給付 Part A と Part B も2週間ごとの直接的な給付としてしか受け取れない。受給方法は、年度内のいつでも変更することができる。

²¹ FAOは、連邦家族・住宅・地域サービス・先住民省、オーストラリア税務署、センターリンク (Centrelink)、メディケア・オーストラリア (Medicare Australia) の4つの政府機関が、家族支援のための給付を1ヵ所で受給できるように協同で設立した組織である。(Family Assistance Office <<http://www.familyassist.gov.au/>>.(Last access 2008.1.23.))

²² Battle, et al., 2001, pp.93-185., Canada Revenue Agency <<http://www.cra-arc.gc.ca/menu-e.html>>.(Last access 2008.1.28.)を参照した。

年に普遍的保育給付 (Universal Child Care Benefit.以下、「UCCB」という。)が創設され、2007年には、1990年以降に生まれた児童に認められる非払戻型の児童税クレジット等が導入されたため²³、現在は、払戻型の税クレジットである CCTB、児童手当型の普遍的な給付である UCCB、非払戻型の児童税クレジット等が併存する状況になっている²⁴。このうち、Battle,et al.(2001)及び Mendelson(2003)で主として取り上げられたのは、CCTB である²⁵。

CCTB は、18歳未満の児童を養育する家族に原則として毎月²⁶支払われる非課税の給付で、基礎給付 (Basic Benefit)、国民児童給付補足 (National Child Benefit Supplement. 以下、「NCB Supplement」という。)、児童障害給付 (Child Disability Benefit.以下、「CDB」という。)で構成される。CCTB は、低所得世帯の児童に重点が置かれており、高所得世帯は対象にならない。基礎給付は第3子以降に若干の加算があるが、NCB Supplement は、低所得世帯の第1子に重点を置いている。CCTB を受給するためには、受給申請者が18歳未満の児童と一緒に生活していること、その児童の養育の主たる責任者であること (両親世帯の場合は、原則として母親。)、カナダの居住者であること、受給申請者又は配偶者 (内縁の場合を含む。)がカナダ国民等であることが必要である。

支給額は、児童の年齢と数、居住する州又は準州、前年度の世帯年収、扶養児童が CDB の受給要件に合致するか否かによって変わり、毎年7月に始まる給付年度によっても変わる。基礎給付、NCB Supplement、CDB の支給額は、いずれも所得が一定額を上回ると減額される。

平成20年1月現在の標準的な基礎給付²⁷は、18歳未満の児童1人につき月額106.91ドル (約1万1千円。)²⁸で、第3子以降には児童1人につき月額7.50ドル (約780円) 加算される。基礎給付は、世帯の純収入が37178ドル (約390万円) を超えると、扶養児童が1人の場合は37178ドル (約390万円) を超えた世帯の純収入の2%の割合で、扶養児童が2人以上の場合は37178ドル (約390万円) を超えた世帯の純収入の4%の割合で、

²³ 2007年の児童に関連する税制の変化としては、このほか、低所得の単身者と低所得の家族に認められる勤労所得税給付 (Working income tax benefit) などの導入がある。

²⁴ カナダの連邦児童給付制度の展開については、別稿を予定している (『海外社会保障研究』163号、2008年6月刊行予定)。

²⁵ なお、Battle,et al.(2001)でのみ取り上げられている、単親納税者に認められる非払戻型税クレジットの”Equivalent to spouse amount”は、現在、”Amount for an eligible dependant”になっている。

²⁶ 支給月額が10ドル (約千円) 未満になる場合には、例えば2007年7月から2008年6月までの給付年度については、2007年7月20日に一括して支払われる。

²⁷ 基礎給付の支給額は州政府によって変更可能であり、平成20年1月現在、アルバータ州は、児童の年齢が上がるにつれて支給額が段階的に増加するような支給額を設定している。

²⁸ 1カナダドル=104円 (平成20年1月24日現在) で換算 (以下、同じ。)

漸減する。

平成 20 年 1 月現在の NCB Supplement の支給額は、第 1 子に月額 165.66 ドル（約 1 万 7 千円）、第 2 子に月額 146.50 ドル（約 1 万 5 千円）、第 3 子以上 1 人につき月額 139.41 ドル（約 1 万 4 千円）である。NCB Supplement の支給額は、世帯の純収入が 20883 ドル（約 217 万円）を超えると、扶養児童が 1 人の場合は 20883 ドル（約 217 万円）を超えた世帯の純収入の 12.2% の割合で、扶養児童が 2 人の場合は 20883 ドル（約 217 万円）を超えた世帯の純収入の 23% の割合で、扶養児童が 3 人以上の場合は 20883 ドル（約 217 万円）を超えた世帯の純収入の 33.3% の割合で漸減する。

平成 20 年 1 月現在の CDB の支給額は世帯の純収入により異なるが、最高支給額は、1 人につき月額 195.91 ドル（約 2 万円）である。CDB の支給額は、世帯の純収入が 37178 ドル（約 390 万円）を超えると漸減する。

Battle, et al.(2001)が設定した、(a)5 歳未満の児童が 1 人いる単親家庭と、(b)5 歳未満の児童が 1 人と、7 歳以上 13 歳以下の児童が 1 人いる片働きの両親家庭の 2 つのモデル家族の、CDB の受給要件に合致しなかった場合の平成 20 年 1 月現在の CCTB の支給額は、次のとおりである。

モデル a の家族の場合、CCTB の支給月額は、世帯の純収入が 20883 ドル（約 217 万円）以下ならば 272.57 ドル（約 2 万 8 千円）、世帯の純収入が 20883 ドル（約 217 万円）を超えると漸減し、世帯の純収入が約 10 万ドル（約 1040 万円）を超えると支給されなくなる。

モデル b の家族の場合、CCTB の支給月額は、世帯の純収入が 20883 ドル（約 217 万円）以下ならば 525.98 ドル（約 5 万 5 千円）、世帯の純収入が 20883 ドル（約 217 万円）を超えると漸減し、世帯の純収入が約 10 万ドル（約 1040 万円）を超えると支給されなくなる。

CCTB の財源は連邦政府の一般財源で、直接的な制度支出というよりも税支出として算定される。受給には、所定の様式による申請と、両親世帯の場合は両親それぞれが、収入がなかった場合も毎年、所得申告書の提出を行わなければならない。受給方法は、小切手又は銀行口座への振込みで、消費者物価指数が年 3% を超えて変動した場合にはスライドする。支給は、カナダ歳入庁（Canada Revenue Agency）が行なっている。

③イギリス²⁹

イギリスでは、扶養児童のいる家族に対する金銭的支援制度として、扶養児童のいるすべての家族を対象とする普遍的な児童給付（Child Benefit）と、金銭的支援の必要性が高い人を対象とする追加的な支援が行われている。このうち、Battle, et al.(2001)及び Mendelson(2003)で主として取り上げられたのは、児童給付と、児童税クレジット（Child

²⁹ Battle, et al., 2001, pp.187-256.,

Directgov<<http://www.direct.gov.uk/en/index.htm>>, Child Poverty Action Group<<http://www.cpag.org.uk/>>.(Last access 2008.2.22.)を参照した。

Tax Credit.以下、「イギリスの CTC」という。) ³⁰である。

児童給付は、原則として 16 歳未満の児童を養育する者に所得や資産に関係なく支給される非課税の給付で、平成 20 年 1 月現在の支給額は、最年長の児童 1 人につき週 18.10 ポンド (約 3765 円) ³¹、それ以外の児童 1 人につき週 12.10 ポンド (約 2517 円) である。児童給付の財源は一般財源で、受給には所定の様式による申請が必要である。児童給付は、原則として 4 週間分をまとめて銀行等の口座に振込まれるが、単親等の場合は毎週受け取ることも可能である。給付は、歳入税官庁 (HM Revenue & Customs.以下、「HMRC」という。) ³²によって行われている。

イギリスの CTC は、原則として 16 歳以下 (原則として 16 歳の誕生日後の 9 月 1 日まで。学生等の場合は 20 歳未満。) の児童を養育する者に支給されるミーンズ・テスト付きの給付で、平成 20 年 1 月現在、所得 (内縁の場合を含む配偶者がいる場合には、その所得を含む。以下、同じ。) が年 58175 ポンド (約 1210 万円) 未満 (児童が 1 歳未満の場合は 66350 ポンド (約 1380 万円) 未満) の場合に申請できる。家族要素 (family element) と児童要素 (child element) 等で構成されており、年間所得等により、家族要素は 1 家族年 545 ポンド (約 11 万円) まで、児童要素は児童ごとに年 1845 ポンド (約 38 万円) まで支給される³³。受給には、所定の様式による申請が必要で、受給方法は、毎週又は 4 週間ごとの銀行等の口座への振込みである。支給は、HMRC によって行われている。

Battle,et al.(2001)が設定した、(a)5 歳未満の児童が 1 人いる単親家庭と、(b)5 歳未満の児童が 1 人と、7 歳以上 13 歳以下の児童が 1 人いる片働きの両親家庭の 2 つのモデル家族の平成 20 年 1 月現在の支給額は、次のとおりである。

モデル a の家族の場合、児童給付は週 18.10 ポンド (約 3800 円) で、勤労税クレジットを併給している場合には所得が年 5220 ポンド (約 109 万円) 以下、勤労税クレジットを併給していない場合には所得が年 14495 ポンド (約 301 万円) 以下であれば、これにイギリスの CTC が年 2390 ポンド (約 50 万円) 加わる。

モデル b の家族の場合、児童給付は週 30.20 ポンド (約 6300 円) で、勤労税クレジットを併給している場合には所得が年 5220 ポンド (約 109 万円) 以下、勤労税クレジットを併給していない場合には所得が年 14495 ポンド (約 301 万円) 以下であれば、これにイギリスの CTC が年 4235 ポンド (約 88 万円) 加わる。

³⁰ イギリスの CTC が導入されたのは 2003 年であるが、Battle,et al.(2001)では新たに導入される統合された児童クレジットとしてイギリスの CTC が取り上げられている。

³¹ 1 ポンド=208 円 (平成 20 年 1 月 24 日現在) で換算 (以下、同じ。)

³² 内国歳入庁 (Inland Revenue) と税関局 (HM Customs and Excise Departments) が合併して、2005 年 4 月 18 日に創設された。

³³ 児童が 1 歳未満であるか障害を持っている場合には、増額される。平成 20 年 2 月現在、イギリスの CTC を満額受給できる年間収入は、勤労税クレジットを併給している場合が 5220 ポンド (約 109 万円) 以下、勤労税クレジットを併給していない場合が 14495 ポンド (約 301 万円) 以下である。

④アメリカ³⁴

アメリカにはすべての児童を対象にした普遍的な給付はなく、扶養児童のいる家族への金銭的支援の多くは、税制を通じて行われている。このうち、Battle, et al.(2001)及び Mendelson(2003)で主として取り上げられたのは、勤労所得税額控除(Earned Income Tax Credit.以下、「EITC」という。)、児童税クレジット(Child Tax Credit.以下、「アメリカの CTC」という。)、児童扶養控除の3つである。

EITCは、低所得の就労者や家族のための払戻型の連邦所得税クレジットである。19歳未満の扶養児童がいる場合に重点が置かれているが、扶養児童のいない低所得者も対象である。EITCが認められるためには、有効な社会保障番号を持つこと、稼働所得があること、アメリカ国民又は1年を通してアメリカに居住した外国人等であることなどの要件をみたし、所得申告書を提出しなければならない。扶養児童がいる場合には、EITCの申請者との一定の身分関係があること、扶養児童の年齢が暦年の末日に原則として19歳未満であること、申請者と扶養児童がその年の半分超アメリカで一緒に生活していたこと等が必要である。扶養児童がいない場合には、EITCの申請者が25歳以上65歳未満であること、その年の半分超アメリカで生活していたこと、他者の被扶養者でないこと等が必要である。EITCの額は世帯の純収入によって変わり、世帯の純収入がまったくない場合と一定額³⁵を超えた場合には支払われない。2007年のEITCの最高支給年額は、扶養児童がいない場合428ドル(約4万5千円)、扶養児童が1人の場合2853ドル(約30万円)、扶養児童が2人の場合4716ドル(約50万円)である。受給には所定の様式による税申告が必要で、ほとんどの人は1年に1度、小切手で受け取る。EITCの財源は一般財源で、運営は、Internal Revenue Service(内国歳入庁)が行っている。

アメリカのCTCは、要件を満たす扶養児童のいる被課税者に認められる原則として非払戻型の税クレジットである。アメリカのCTCが認められるためには、申請者と児童との間に一定の身分関係があること、児童が暦年の末日に17歳未満であること、申請者と児童がその年の半分超一緒に生活したこと、児童がアメリカ国民又は住民であること等が必要である。2007年のアメリカのCTCの最高支給年額は、要件を満たす扶養児童1人につき1000ドル(約11万円)であるが、課税対象になる純収入がない場合には支払われず、課税対象になる純収入がアメリカのCTCよりも少ないか一定額³⁶を超えると減額される³⁷。

³⁴ Battle, et al., 2001, pp.257-311., Internal Revenue Service <<http://www.irs.gov/>>. (Last access 2008.2.4.)を参照した。

³⁵ 2007年では、扶養児童がいない場合には12590ドル(約133万円。配偶者と共同申告している場合には14590ドル(約155万円。)) 未満、扶養児童が1人の場合には33241ドル(約352万円。配偶者と共同申告している場合には35241ドル(約374万円。)) 未満、扶養児童が2人以上いる場合には37783ドル(約400万円。配偶者と共同申告している場合には39783ドル(約422万円。)) 未満である。1アメリカドル=106円(平成20年1月24日現在)で換算(以下、同じ。)

³⁶ 所得を共同で申告した夫婦の場合110000ドル(約1166万円)、単身者又は世帯主又は

受給には所定の様式による税申告が必要で、物価スライドは行われず、運営は内国歳入庁が行っている。

アメリカには、4カ国で唯一、児童扶養控除³⁸が現存する。児童扶養控除が認められるためには、申請者がその年の一定期間アメリカ国民又はアメリカに居住した外国人等であり、かつ、申請者と児童との間に一定の身分関係があること、児童が暦年の末日に19歳未満であること、原則として申請者と児童がその年の半分超一緒に生活したことなどが必要である。2007年の児童扶養控除の額は1人につき3400ドル（約36万円）であるが、負担の軽減度合は課税所得に基づく階層区分で異なり、一定の所得までは³⁹、高所得者ほど負担の軽減度合は大きくなる。児童扶養控除を受けるためには所定の様式による税申告が必要で、1年に1度、小切手又は口座振込みで支払われる。運営は内国歳入庁が行っている。

Battle, et al.(2001)が設定した、(a)5歳未満の児童が1人いる単親家庭と、(b)5歳未満の児童が1人と、7歳以上13歳以下の児童が1人いる片働きの両親家庭の2つのモデル家族の平成20年1月現在の支給額は、EITCと児童扶養控除の額が所得によって変わるためさまざまであるが、およそ次のとおりである。

モデルaの家族の場合、世帯の純収入が8350ドル（約88万円）以上15400ドル（約163万円）未満なら、EITCの最高支給額2853ドル（約30万円）を受給できる。この場合、アメリカのCTCは、満額の1000ドル（約11万円）受け取れる。2007年現在、課税所得が11200ドル（約119万円）以下ならば所得税率は10%、11201ドル（約119万円）以上42650ドル（約452万円）以下であれば所得税率15%なので、児童扶養控除の価値は、前者の場合340ドル（約3万6千円）、後者の場合510ドル（約5万4千円）になる。

モデルbの家族の場合、世帯の純収入が11750ドル（約125万円）以上15400ドル（約163万円）未満なら、EITCの最高支給額4716ドル（約50万円）を受給できる。この場合、アメリカのCTCは、扶養児童2人分の満額の1000ドル（約21万円）受け取れる。2007年現在、この場合の所得税率は15%なので、児童扶養控除の価値は、1020ドル（約10万8千円）になる。

寡婦の場合75000ドル（約795万円）、所得を別々に申告した夫婦の場合55000ドル（約583万円）。

³⁷ アメリカのCTCを支払われぬか減額される場合には、払戻型の税クレジットであるAdditional Child Tax Creditを受けられる可能性がある。

³⁸ 被扶養者のための控除（Exemptions for Dependents）。児童に限定されているわけではない。

³⁹ 一定の所得（夫婦別々に所得申告した場合117300ドル（約1240万円）、単身者の場合156400ドル（約1660万円）、世帯主の場合195500ドル（約2070万円）、夫婦共同で所得申告した場合と寡婦の場合234600ドル（約2490万円））を超えると、児童扶養控除は漸減する。ただし、児童扶養控除は3分の2（1133ドル（約12万円））超は減額されない。（すべて2007年適用額。）

(ii) オーストラリア、カナダ、イギリス、アメリカの児童のための給付制度の比較

①支給要件に掲げられる扶養児童と支給額の関係

(3)-(2)-(i)で取り上げた4カ国の児童のための給付制度のうち、扶養児童がいなくても受給可能なのは、アメリカの EITC のみである⁴⁰。対象となる扶養児童の年齢の上限は、原則として16歳未満ないし21歳未満までで、扶養児童の年齢によって支給額を変えているのはオーストラリアとイギリスであるが、年齢が高い扶養児童と年齢が低い扶養児童のいずれに手厚い金銭的支援を行うかは、一つの方向に決まっているわけではない⁴¹。また、扶養児童の数によって支給額が変わるのはカナダの CCTB のみであるが、基礎給付が第3子以降若干加算されるのに対し、NCB Supplement の額は第1子が最も手厚く、扶養児童の数が増えると優遇されるというわけではない。

②所得要件

(3)-(2)-(i)で取り上げた4カ国の児童のための給付制度は、イギリスの児童給付を除き、高所得者は受給できない。オーストラリアの家族税給付 Part B は、片働きかそれに近い場合であれば、高所得世帯でも受給できる。アメリカの EITC は、世帯の稼働所得がまったくない場合と一定額を超えた場合には支払われない。児童扶養控除が現存するのは4カ国の中でアメリカだけであるが、アメリカの児童扶養控除は、一定以上の高所得の場合減額される。

③支払いと運営方法

支払いは、アメリカ以外、毎週、2週間ごと又は4週間ごとの短い周期で行われている。短い周期で支払いが行われるか否かは、生活費が逼迫している受給者にとっては切実なことだと思われる。受給にはすべて申請が必要であり、いずれの国も申請時に本人及びパートナーを特定できる番号を記載しなければならない⁴²。

⁴⁰ ただし、EITC も、受給可能な所得要件の上限や支給額を、扶養児童がいる場合に有利に設定している。

⁴¹ オーストラリアの家族税給付 Part A の支給額は、15歳まで増加し、16歳、17歳で13歳未満の半額程度に減少し、18歳以上でやや増加する。他方、オーストラリアの家族税給付 Part B は、5歳未満に手厚い。また、イギリスの児童給付は、最年長の扶養児童に手厚い（イギリスの CTC の支給額は扶養児童の年齢によってはほとんど変わらないが、扶養児童が1歳未満の場合、受給可能な所得要件の上限が緩和される）。

⁴² オーストラリアの家族税給付 Part A と Part B の申請には、本人の Customer reference number（口腔医療サービスなど、いくつかの公的医療サービスを含む特別なサービスの資格を認定する目的で Centrelink によって割り当てられる。）と、本人及びパートナーの Tax file number（生涯で1人1番号付与される。番号の取得は強制ではないが、番号を持っていないと税制上の手続きに支障をきたしたり、受けられるはずの給付が受けられなくなるおそれがある。Tax file number は、家族税給付の申請に必須とされている。）の、カナダの CCTB の申請には、本人及びパートナーの Social insurance number（1964年にカナダ年金制度(CPP)等の運営のために導入され、1967年から税申告の目的で使われ始めた。）の、イギリスの児童給付とイギリスの CTC の申請には、本人及びパートナーの

運営は、カナダ、イギリス、アメリカの3カ国では税務官庁によって行われているが⁴³、オーストラリアは、連邦家族・住宅・地域サービス・先住民省、オーストラリア税務署等4つの政府機関が共同で設立したFAOによって行われている（本稿注21参照）。

④支給額

(3)-(2)-(i)で述べた(a)5歳未満の児童が1人いる単親家庭と、(b)5歳未満の児童が1人と、7歳以上13歳以下の児童が1人いる片働きの両親家庭の2つのモデル家族の4カ国の支給額をまとめると、表3のようになる。カナダとアメリカは、州政府が行う児童のための給付制度も考慮する必要があるが、(3)-(2)-(i)で取り上げた範囲では、オーストラリアとイギリスの支給額が高い。

表3 2つのモデル家族の最高支給額(注1)の比較

	オーストラリア	カナダ	イギリス	アメリカ
モデル a	最高支給額の所得要件			
	世帯年収 41318 ドル (約 382 万円) 以下。	世帯年収 20883 ドル (約 217 万円) 以下。	世帯年収 5220 ポン ド (約 109 万円) 以 下 (勤労税クレジッ ト併給の場合) 又は 世帯年収 14495 ポン ド (約 301 万円) 以 下 (勤労税クレジッ トを併給していない 場合)。	世帯年収 11201 ドル (約 119 万円) 以上 15400 ドル (約 163 万円) 未満。
	最高支給額			
	年 7719.75 ドル (約 72 万円)。	年 3270.84 ドル (約 34 万円)。	年 3258.8 ポンド (約 68 万円)。	年 4363 ドル (約 46 万円)。
モデル b	最高支給額の所得要件			
	世帯年収 41318 ドル (約 382 万円) 以下。	世帯年収 20883 ドル (約 217 万円) 以下。	世帯年収 5220 ポン ド (約 109 万円) 以 下 (勤労税クレジッ ト併給の場合) 又は 世帯年収 14495 ポン ド (約 301 万円) 以 下 (勤労税クレジッ トを併給していない 場合)。	世帯年収 11750 ドル (約 125 万円) 以上 15400 ドル (約 163 万円) 未満。
	最高支給額			

National insurance number (本人又はパートナーの社会保障給付の申請時に必要となる。)と、取得している場合には本人及びパートナーの Child benefit number、アメリカの EITC、アメリカの CTC 及び児童扶養控除の申請には、本人及びパートナーの Social security number の記載が必要である。

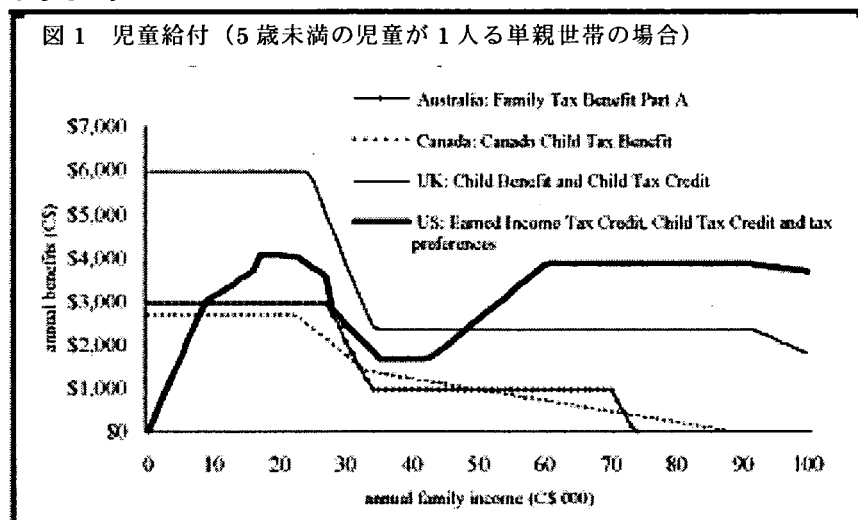
⁴³ カナダはカナダ歳入庁 (Canada Revenue Agency)、イギリスは歳入税関庁 (HM Revenue & Customs)、アメリカは内国歳入庁 (Internal Revenue Service)。

年 11880.05 ドル (約 110 万円)。	年 6311.76 ドル (約 66 万円)。	年 5684.6 ポンド (約 118 万円)。	年 7736 ドル (約 82 万円)。
---------------------------	-------------------------	--------------------------	----------------------

筆者作成 (平成 20 年 1 月現在。支給額は年額で換算。)

(注 1) アメリカの児童扶養控除等、支給ではなく税金の減額が行われる場合も、税金の減額分が支給されたものとして計算。

図 1 は、2003 年現在の 4 カ国のモデル a の家族への所得による支給額の変化を示したもの、図 2 は、2003 年現在の 4 カ国のモデル b 類似家族⁴⁴への所得による支給額の変化を示したものである⁴⁵。

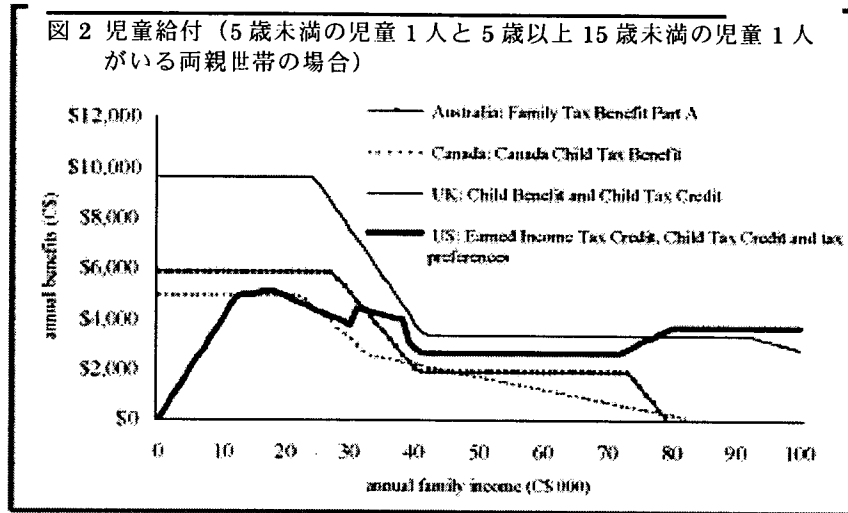


出典 ; Mendelson(2003),p.2.

⁴⁴ モデル b の家族は、5 歳未満の児童が 1 人と、7 歳以上 13 歳以下の児童が 1 人いる片働きの両親家庭であったが、図 2 の家族は、年長児童の年齢が 5 歳以上 15 歳以下であり、片働きか否かは限定されていない。

⁴⁵ 図 1 と図 2 の年間給付額 (縦軸) 及び世帯年収 (横軸) は、購買力平価 (Purchasing Power Parity) にもとづき、2003 年のカナダドルで表されており、1 オーストラリアドル = 0.88 カナダドル、1 ポンド = 1.83 カナダドル、1 アメリカドル = 1.20 カナダドルで換算されている。2003 年現在の 1 カナダドルは、約 75 円から約 89 円であった。(3)-(2)-(i) では 1 カナダドル = 104 円で計算したが、(3)-(2)-(ii) では、1 カナダドル = 82 円で換算する。(特にことわらないかぎり、以下同じ。)

図2 児童給付（5歳未満の児童1人と5歳以上15歳未満の児童1人がいる両親世帯の場合）



出典；Mendelson(2003),p.3.

図1では、オーストラリアは世帯年収が7万ドル（約574万円）を超えたところで、カナダは世帯年収が9万ドル（約738万円）の手前で、図2では、オーストラリア、カナダとも世帯年収が8万ドル（約656万円）のあたりから給付が行われなくなっている。しかし、図1及び図2にはオーストラリアの家族税給付 Part Bが含まれていない。単親家庭には所得に関係なく、両親家庭の場合も片働きか片働きに近ければ家族税給付 Part B（平成20年1月現在では、最年少の扶養児童が5歳未満なら1世帯年3259.45オーストラリアドル（1オーストラリアドル=93円で換算して、約30万円。））が支給される。

アメリカは、4カ国で唯一、所得がない場合に児童給付が行われていない。また、アメリカは、図1では4万ドル（約328万円）超、図2では7万ドル（約574万円）超で給付額が上がる点も特徴的である。イギリスは、所得や資産に関係なく支給される児童給付があるので、所得が高くても給付が行われている。

4. おわりにーわが国への示唆ー

(3)-(2)-(i)で見たように、諸外国の家族手当と関連制度はさまざまである。児童に関する社会保障給付と税制との関係については、児童手当に一本化する方向で調整を行った国（例えば、「社会民主主義型」のスウェーデン、フィンランド。）、両者の調整を行っていない国（例えば、「保守主義型」のオーストラリア。）、両者の融合を行っている国（例えば、「保守主義型」のドイツ、「自由主義型」のオーストラリア、カナダ、イギリス。）があり、児童に関する社会保障給付と税制の融合を行っている国も、ドイツは、両者を二者択一的に適用しているのに対し、オーストラリア、カナダ、イギリスでは、児童に関する社会保障給付を税制に埋め込むような方法をとっている。さらに、児童に関する社会保障給付を税制に埋め込むような方法をとっている国も、(3)-(2)-(ii)で見たように、制度設計には差異

がある。また、フランスのように、家族係数（ n ）を用いた独自の所得税制度をとった上で多彩な児童に関する社会保障給付制度を整備している国もある。

賃金、他の給付や税制上の控除、保育費や教育費の状況など、他にも留意すべき要素があるが、児童のための給付制度の設計は、制度の目的を何にするかで違ってくると思われる。制度目的の方向としては、児童1人につき普遍的な給付を行う「社会民主主義」型の北欧諸国のように扶養児童が増えることによる追加的費用の支援（水平的平等）を重視する方向、「自由主義」型のオーストラリア、カナダ、イギリスのように水平的平等を意識しつつも（オーストラリアの家族税給付Part B、カナダのUCCB、イギリスの児童給付。）、低所得世帯への支援（垂直的平等）に力を入れる（オーストラリアの家族税給付Part A、カナダのCCTB、イギリスのCTC。）方向、フランスのように水平的平等の方向（ n 分 n 乗方式、家族手当等。）にも、垂直的平等の方向（家族補足手当等。）にも多彩な制度を用意する方向があるほか、中・高所得世帯に比較的有利な制度を有しているドイツ、児童のための給付制度に児童の教育や養育者の就労という要素を組み込んでいるオランダなどがある。

わが国の児童手当制度は、「家庭における生活の安定」と「次代の社会をにやう児童の健全な育成及び資質の向上」を目的としており（児童手当法第1条）、人口政策、賃金政策、雇用政策等は目的ではなく、「副次的な効果」だと考えられている（児童手当制度研究会、前掲書,p.48.）。今後も、人口政策を児童のための給付制度の目的とすることは適切でないと考えるが、わが国は、「表2」で取り上げた国の中で2004年現在の合計特殊出生率が最も低く（1.29）、「表2」で取り上げなかった国を含めても合計特殊出生率が最も低いグループに入る（OECD(2006b)）⁴⁶という状況にあり、当面、児童のための給付制度の目的を垂直的平等の方向のみに向けることも適切でないとと思われる。少子化という状況に着目すれば、水平的平等の方向に目が向きがちであるが、世帯所得が均質でなく、ワーキングプアが問題とされる昨今、児童のための給付制度は、垂直的平等の方向にも目を向ける必要があると考える。

このような視点に立つと、払戻（還付）型の児童給付制度は、低所得世帯に効果的な金銭的支援を行える可能性を持つ制度として、魅力的である。しかし、(3)-(2)-(ii)で見たように、払戻（還付）型の児童給付制度を有する4カ国は、その設計が異なっている。各国が、どのような経緯で、何を目的にして、払戻（還付）型の児童給付制度の設計を行ったのか、社会保障法等の観点から研究を深める必要がある。今後の課題としたい。それとともに、払戻（還付）型の児童給付制度の効果や、実現可能性について、経済学や税法等の観点からの研究が必要である⁴⁷。

⁴⁶ 2004年現在の合計特殊出生率がわが国よりも低かった国として、大韓民国（1.16）、チェコ共和国（1.22）、ポーランド共和国（1.23）、スロバキア共和国（1.24）、ハンガリー共和国（1.28）がある（OECD(2006b)）。

⁴⁷ 払戻（還付）型の児童給付制度の効果に関する先行研究として、橋本・呉(2006)がある。同論文は、すべての年齢層で税負担軽減につながる10万円の扶養税額控除新設のケース

ベヴァリジ報告が出されたとき、大家族は窮乏の2大要因の1つと認識されており（Sir Beveridge, op. cit., p.154, para.411., 山田前掲訳, pp.237-238.）、扶養児童に関する水平的平等への配慮は垂直的平等への配慮につながっていた。少子化が問題になるなど家族の状況が変化した現在、窮乏の要因についても非典型雇用の増大などの労働環境の変化が問題になっており、水平的平等への配慮は垂直的平等への配慮につながらなくなってきているように思われる。垂直的平等への配慮としての払戻（還付）型の税額控除制度は、アメリカのEITCのように、扶養児童のいないワーキングプア層への支援のための制度として対象の設定や設計を行うことも可能であり、そのように考えた場合には、児童手当制度との関係よりも、生活保護制度（公的扶助）との関係を見直す必要が出てくると思われる⁴⁸。目的をどのようにするにせよ、社会保障制度と税制との融合を行う場合には、1箇所では情報が得られ⁴⁹たり、1箇所では必要な金銭的支援が受けられる⁵⁰ような、利用者が制度にアクセスしやすい仕組みにすることも重要である。

児童のための給付制度について、カナダでは、1993年のCTB創設に至る過程で、児童貧困が児童の将来に与える影響などについても検討を行っている。払戻（還付）型の税額控除制度の導入については、導入の是非も含めて検討しなければならないことが多いが、児童のための給付制度は、少子化で目が向きがちな誕生の時点だけに着目するのではなく、家庭環境によって児童の将来が閉ざされることがないように、児童の成長過程を見据えた制度にしていく必要があると考える。

でも、子育てに直面する家計への税負担軽減効果としてはそれほど大きくなく、扶養控除の全面的な税額控除化は、子育て支援策としてはあまり期待できないと述べている。また、払戻（還付）型の児童給付制度の実現可能性に関する先行研究として、田近・八塩(2007)がある。同論文は、還付可能な税額控除を通じて低所得者に対して就労・子育て支援などのために直接的な所得再配分が可能となるとの立場に立ち、アメリカとオランダの事例を検討している。

⁴⁸ 税制調査会(2007), pp.15-16.の給付と組み合わせられた税額控除制度の意義と課題も参照。

⁴⁹ 例えば、イギリスのDirectgovのホームページ。<http://www.direct.gov.uk/en/index.htm>.

⁵⁰ 例えば、オーストラリアのFAO。<http://www.familyassist.gov.au/>.

参考文献

- 尾澤恵(2005),「家族形態の変容と子どもを持つ家族への所得保障－児童手当・扶養控除の対象の考察－」,『季刊社会保障研究』41巻2号.
- 尾澤恵(2006),「憲法の家族規定と社会保障～EU構成国における憲法の家族規定と家族政策の関係」,『季刊社会保障研究』41巻4号.
- 金子宏(2007),『租税法〔第12版〕』弘文堂.
- 神尾真知子(2007),「フランスの子育て支援－家族政策と選択の自由－」,『海外社会保障研究』160号.
- 倉田賀世(2006),「社会保障給付体系における児童手当の位置づけ－要保障事故としての子育て－」,『社会保障法』21号.
- 倉田賀世(2007),「ドイツの育児支援政策に見る低出生率からの脱却の試み」,『週刊社会保障』2443号.
- 斉藤純子(2007),「ドイツの連邦親手当・親時間法－所得比例方式の育児手当制度への転換」,『外国の立法』232号.
- 清水泰幸(2007),「フランスにおける家族政策」,『海外社会保障研究』161号.
- 児童手当制度研究会(2004),『三訂 児童手当法の解説』中央法規出版.
- 税制調査会(2006a),「第52回総会・第62回基礎問題小委員会合同会議(平成18年9月5日)資料[基礎小61]これまでの審議会等を踏まえた主な論点」
<http://www.cao.go.jp/zeicho/siryou/b52kai.html>
(Last access 2008.2.15.).
- 税制調査会(2006b),「平成19年度の税制改正に関する答申－経済活性化を目指して－」(平成18年12月1日)(「その他の主な意見」等を含む.)
<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/18top.html>(Last access 2008.2.15.)
- 税制調査会(2007),「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(平成19年11月)(「参考資料」,「その他の主な意見」を含む.)
<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/top.html> (Last access 2008.2.15.).
- 田近栄治・八塩裕之(2007),「還付可能な税額控除をどう執行するか－欧米の経験－」,『税経通信』62巻8号.
- 注解所得税法研究会編(2005),『注解所得税法』大蔵財務協会.
- 都村敦子(2002),「第2章 家族政策の国際比較」,国立社会保障・人口問題研究所編『少子社会の子育て支援』東京大学出版会.
- 所道彦(2004),「子どもをもつ家庭への経済支援策の国際比較研究:税・社会保障パッケージと家族の多様化」,『生活経済学研究』19巻.
- 西村健一郎(2003),『社会保障法』有斐閣.
- 日本貿易振興機構(JETRO)(2008),「国・地域別情報」<http://www.jetro.go.jp/biz/world/>
(Last access 2008.1.18.).
- 橋本恭之・呉善充(2006),「子育て支援税制についての検討」,『関西大学経済論集』55巻4号.
- 藤井威(2007),「出生率は回復できる 上・下」,『中央公論』2007年3月号,同4月号.
- Battle, K., Mendelson, M., Meyer, D., Millar, J., Whiteford, P., Edited by Battle, K. and Mendelson, M.(2001), *Benefits for Children: A Four Country Study*, The Caledon Institute of Social Policy.
- Bradshaw, J., Finch, N.(2002), A comparison of Child Benefit packages in 22 countries, Department for Work and Pensions, Research Report No.174.
<http://www.dwp.gov.uk/asd/asd5/rrep174.asp> (Last access 2008.1.10.).

- Family Assistance Office(FAO), Australian Government.(2007), Family Assistance, Family Assistance Office, Australian Government.
- Gauthier, A.H.(2002), *Family Policies in Industrialized Countries :Is There Convergence?*, *Population*, Vol.57, No.2.
- Gauthier, A.H.,Berenice,M.(2004), *Family Allowances in industrialized countries: Historical Landmarks*,
<http://soci.ucalgary.ca/FYPP/images/DOCUMENTS/FA-Chronology.doc>
(Last access 2008.1.17.) .
- Mendelson, M.(2003), *Child Benefits Levels in 2003 and Beyond: Australia, Canada, the UK and the US*, The Caledon Institute of Social Policy.
- OECD(2006a),*Benefits and Wages :gross/net replacement rates,countruy specific files and tax/benefit models*(latest update:March 2006),
http://www.oecd.org/document/29/0,3343,en_2649_34637_39618653_1_1_1_1,00.html
(Last access 2008.1.8.) .
- OECD(2006b), *Society at a Glance 2006*,
http://masetto.sourceoecd.org/vl=3749448/cl=23/nw=1/rpsv/society_glance/ (Last access 2008.1.9.) .
- Sir Beveridge, W.(1969), *Social Insurance and Allied Services*, Agathon Press. (邦訳として、山田雄三監訳(1969),『ベヴァリジ報告 社会保険および関連サービス』至誠堂.)
- Social Security Administration(SSA)(2005,2006a,2006b),*Social Security Programs Throughout the World; The Americas,2005,; Europe,2006(a),; Asia and the Pacific,2006(b)*,
<http://www.ssa.gov/policy/docs/progdesc/ssptw/> (Last access 2008.1.8.) .

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

「所得・資産・消費と社会保険料・税の関係に着目した
社会保障の給付と負担の在り方に関する研究」

所得・資産・消費と社会保障の関係に着目した 健康と引退に関するアンケート調査

金子能宏（国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長）

チャールズ・ユウジ・ホリオカ（大阪大学社会経済研究所教授）

野口晴子（国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第2室長）

1. 調査の趣旨

この調査は、社会保障の給付と負担が所得と消費を変化させ、さらに貯蓄を通じて資産形成も変化させることに着目しながら、医療・介護等の社会サービス給付が健康（身体状況の変化を含む）に及ぼす影響と年金等の給付（所得移転）が就労・引退の選択に及ぼす影響について、高年齢者の生活実態を踏まえつつどのように意識されているのか、またどのような社会保障の給付と負担を希望しているのかについて分析することを目的とする。

高年齢者の生活実態と社会保障との関係については、高年齢者の雇用政策の観点から「高年齢者就業実態調査」が実施されているが、これは横断面調査であり一時点の実態を把握する調査である。また、中高年者の就業・引退行動と将来の生活設計については「中高年者の生活に関する継続調査」が平成18年度に第1回調査が実施されて、毎年継続調査が実施される予定である。しかし、この調査は資産・消費については必ずしもこれを把握することを目的としていない。したがって、所得・資産・消費と社会保険料・税との関係に着目した社会保障の給付と負担に関する実証分析を行うためには、所得・資産・消費についても引退期に係る高年齢者の生活実態と意識に関連づけて十分な調査項目を用意して、調査を実施する必要がある。

アメリカでは、所得・資産・消費と社会保障との関係に着目した健康と引退就労選択に関する縦断調査として「健康と引退に関する調査」(Health Retirement Survey)が実施されている。

本研究では、上に述べたような既存調査の課題にも応えながら、より研究目的に即したアンケート調査を実施する。具体的には、本研究事業の分担研究者・研究協力者など外部有識者の意見を参考にしながら、このような調査目的に対応する調査項目を含めた調査票を設計・作成し、これに基づくアンケート調査を実施して、研究の目的に応える実証分析のための基礎的データを構築する。なお、資産は、社会保障の給付と負担の影響を受けて所得と消費が変化し貯蓄が変化するという影響を受けるので、本調査も研究事業の複数時

点にそれぞれ一度ずつ実施する縦断調査とする。

2. 社会保障の給付と負担に関する研究と縦断調査の必要性

社会保険料・税の負担が就業行動に影響を及ぼすと、賃金所得が変化し、消費・貯蓄を通じて資産にも影響を及ぼす。国民経済では貯蓄・資産は投資など長期的な生産力に影響を及ぼし、将来の社会保障財政にも影響する。社会保障の給付と負担の在り方を考えるためには、こうした就業行動への影響を通じた国民経済と社会保障財政への相互関係を視野に入れた分析が必要である。このような目的のためには、社会保険料・税が就業行動と所得分布等とに及ぼす影響を考慮した社会保障の給付と負担の在り方に関するデータを経時的に収集すること（パネル・データ構築）のできる縦断が必要である。

これまでも、年金給付が高齢者の引退に及ぼす影響、および育児休業手当や控除制度が女性の就業に及ぼす影響など、国別には、実証分析が行われてきた。しかし、今日、アメリカのサブプライム問題が世界の経済市場に波及するなど、各国の経済市場はますます相互に影響し合う関係となっている。アメリカでは、こうした経済市場の動向と就業行動及び社会保障の影響との関係について考慮した実証分析を進めるために、引退に備えた貯蓄には、失業や疾病などのリスクを考慮した生涯の社会保障給付の期待値に基づく分析や、社会保険料や税制が所得・資産分布に及ぼす影響に関するマイクロシミュレーションなど、多くの手法が活用されている。したがって、これらの分析手法を応用して、所得・資産・消費と社会保険料・税との関係に着目し、かつ負担が就業行動の変化を通じて国民経済に及ぼす影響も含めて、多角的に社会保障の給付と負担の在り方を検討することは重要な研究であると考えられる。

また、高齢者の健康について言えば、高齢者医療制度が創設され後期高齢者においても保険料と公費負担の役割が重要になり、介護保険でも財政安定化のために財政調整と被保険者の範囲拡大が検討されるなど、医療・介護サービスを支える社会保険料と税（公費負担）との関係はこれまで以上に重要な政策課題となっている。公費負担のためには、医療・介護サービスのコスト・パフォーマンス（対費用効果）を検証し、それに基づいてより効果的な給付構造を検討することが必要である。

我が国ではレセプトデータの磁気媒体化が現在推進されており、医療・介護サービスのコスト・パフォーマンスを計測することは端緒に着いたばかりである。一方、欧米では医療・介護サービスとその費用に関するマイクロ・データの整備が進んでおり、医療・介護のコスト・パフォーマンスの計量分析と給付構造に関する実証分析が進んでいる。他方、準市場・社会市場の理論的枠組みでは、政府の公的資金と民間のサービス提供者との組み合わせが医療・介護サービスでは有効であると期待されている。民間のサービス提供者には営利（企業）・非営利（NPO等）があり、OECDの介護費用のトレンド分析プロジェクトでは、NPO等非公共的なサービス提供が介護費用に及ぼす影響に関する研究も進められている。したがって、これらの分析手法と国際比較分析を応用して、我が国の医療・介

護サービスのコスト・パフォーマンスと給付構造に関する実証的な研究を行うためには、高齢者の健康状態の経時的変化のみならず、医療の費用負担の実態とその在り方を探るための所得・資産等の変化についても把握する必要がある。そのためにも、所得・資産・消費と社会保障の関係に着目した健康と引退に関するアンケート調査を行う必要性がある。

3. 調査対象者、サンプル設計、調査票について

調査対象者は、引退期以降の高年齢者（45歳以上80歳未満）の人々とする。サンプル数は1500サンプル、有効回答率66%を想定し1000サンプル前後の有効回答を確保することとした。3年計画の各年度の調査において、毎年度、同じ高年齢者に調査票を配布し・回収し、パネル・データの構築を行って縦断調査を実施するために、調査対象者には、アンケート調査の業務委託を行った調査会社のモニターから抽出したサンプルを使用した。調査時期は、平成20年2月である。

なお、調査票の内容については¹⁾、資料として「所得・資産・消費と社会保障の関係に着目した健康と引退に関するアンケート調査」調査票を、以下に示す。

¹⁾ 調査内容と調査項目の検討に当たっては、長江亮氏（早稲田大学高等研究所助教）と濱秋純哉氏（東京大学大学院経済学研究科博士課程）より有益なコメントと情報提供を受けた。記してお礼申し上げたい。

◎健康と引退に関する調査◎

■健康・生活習慣についておたずねします。

問1. あなたの現在の健康状態はいかがですか。(○は1つ) ⑤=1

1 良好である	2 まあ良好である	3 普通である	4 あまり良好ではない	5 良好ではない
---------	-----------	---------	-------------	----------

問2. タバコを習慣的に吸っていますか、または、過去に吸っていたことがありますか。(○は1つ)

1 今も吸っている	2 以前吸っていたが、今はやめている	3 今まで習慣的に吸ったことはない
-----------	--------------------	-------------------

(2ページの問3へ)

付問1. 習慣的にタバコを吸いはじめたのは、だいたい何歳くらいでしたか。 ⑧⑨

[] 歳くらい

付問2. 1日平均タバコを何本吸っていますか。(吸っていませんか。)

1 1日	[] 本	2 [] 本	3 [] 箱
------	-------	---------	---------

⑩⑪⑬

(「以前吸っていたが、今はやめている」とお答えの方に)

付問3. タバコをやめたのは、だいたい何歳くらいでしたか。 ⑬⑭⑮

[] 歳くらい

(全員のの方に、飲酒についておたずねします。)

問3. 過去6ヶ月の間、平均してどのくらいの頻度でアルコール飲料、たとえばビール、チューハイ、ウィスキー、焼酎、日本酒、ワインなどを飲みましたか。(○は1つ)

1 ほとんど毎日	4 1週間に1~2日	6 ほとんど飲まない
2 1週間に5~6日	5 1ヶ月に1~3日未満	(飲めない)
3 1週間に3~4日		

(問4へお進みください)

付問1. 飲む日はなにごれくらい飲みますか。複数の種類を飲む場合は、すべてについてお

答えてください。(○はいくつでも)

1 ビール	→	缶ビール(350ml)にして	[] 本
2 焼酎	→	焼酎(25度)として	[] 合
3 日本酒	→	[] 合	[] 合
4 ウイスキー	→	ダブルにして	[] 杯
5 ワイン	→	ワイングラスにして	[] 杯
6 チューハイ	→	[] m l	[] 杯
7 その他	→	() を ()	() くらい

付問2. お宅で、アルコール飲料を購入するのに使う金額は、1ヶ月平均でどれくらいですか。 ⑰⑱

[] 円くらい

(全員の方におたずねします。)

問4. 現在、あなたは、週に一度以上、定期的に行っている運動習慣はありますか。(○は1つ)

1 ある (→具体的に水泳・散歩など)	[]
2 ない	[]

問5. あなたは、30歳代のごころ、定期的に行っていた運動習慣はありましたか。(○は1つ)

1 あった (→具体的に)	[]
2 なかった	[]

問6. 現在、あなたの外出頻度はどれくらいですか。(○は1つ)

1 毎日 (週末も外出することがある)	2 5日 (週末は休むことが多い)	3 一日おき程度	4 週に1~2回	5 ほとんどない
---------------------	-------------------	----------	----------	----------

問7. 現在、あなたは、地域活動(ゲートボール、体操会、歩こう会等)に参加していますか。(○は1つ)

1 積極的に参加している	2 時々参加している	3 (ほとんど)参加していない
--------------	------------	-----------------

問8. 現在、あなたは、定期的な健康診断を受けていますか。(○は1つ)

1 毎年受けている	2 数年に一度受けている	3 (ほとんど)受けていない
-----------	--------------	----------------

問9. あなたの、現在のおよその身長と体重、及び30歳からの頃の体重をお答えください。
 身長は cm くらい 体重は kg くらい 30歳時は kg
 ~ ~ ~

問10. あなたは、次にあげるような病気にかかったことがありますか。(○はいくつでも)
 (ある方)、その病名はいつ頃から始まりましたか。始まった年齢をお答えください。 ⑤=2

ある	始まった年齢
1	→ <input type="text"/> 歳から
2	→ <input type="text"/> 歳から
3	→ <input type="text"/> 歳から
4	→ <input type="text"/> 歳から
5	→ <input type="text"/> 歳から
6	→ <input type="text"/> 歳から
7	→ <input type="text"/> 歳から
8	→ <input type="text"/> 歳から
9	→ <input type="text"/> 歳から
10	→ <input type="text"/> 歳から
11	→ <input type="text"/> 歳から
12	→ <input type="text"/> 歳から
13	→ <input type="text"/> 歳から
14	→ <input type="text"/> 歳から
15	→ <input type="text"/> 歳から
16	→ <input type="text"/> 歳から
17	→ <input type="text"/> 歳から
18	→ <input type="text"/> 歳から
19	→ <input type="text"/> 歳から
20	→ <input type="text"/> 歳から
21	→ <input type="text"/> 歳から
22	→ <input type="text"/> 歳から

問11. あなたが、最近1ヶ月間に通院で支払った医療費(自己負担分)はおおよそいくらですか。
 ただし、薬代は含めないでください。
 支払った医療費は、1ヶ月で 円くらい ~

問12. 現在、服用している薬はありますか。(ある方)全部で何種類ぐらいいありますか。
 服用している中で、①名前がわかる薬、②効能がわかる薬(何に効くかなど)、
 ③副作用がある薬(副作用があるかどうか程度でよい)はそれぞれ何種類ですか。

1 現在、服用している薬は 種類くらい 2 服用している薬はない

そのうち、

①名前がわかるのは、 種類くらい

②効能がわかるのは、 種類くらい

③副作用がわかるのは、 種類くらい

付問1. それらの薬はどのように服用していますか。(○はいくつでも)

1 毎日決まった時間帯に決まった量だけ服用 4 決められた時間帯を無視しがち

2 一服に服用しない薬がある 5 ほとんど服用していない

3 勝手に服用する量を減らしている

付問2. あなたが、最近1ヶ月間に支払った薬代(自己負担分)はおおよそいくらですか。
 ただし、薬局やドラッグストアで購入された処方箋が必要ない売薬は含めないでください。
 支払った薬代は、1ヶ月で 円くらい ~

(全員の方におたずねします)

問13. 現在、あなたが、通院されている医療機関は、何ヶ所ありますか。(○は1つ)

1 1ヶ所のみ 3 3ヶ所 5 5ヶ所以上

2 2ヶ所 4 4ヶ所 6 通院していない ⇒ (8ページ問24へ)

付問1. 複数の医療機関に通われている方におたずねします。複数の医療機関にかかる理由は次のどれにあたりますか。(○はいくつでも)

1 複数の持病があり、病別に医療機関を使っている

2 かかりつけ医等の紹介で大病院にも通っている

3 一つでは診察に不安があるので、同じ病気で複数の医療機関に通っている

4 薬を多く得たいので、同じ病気で複数の医療機関に通っている

5 その他(具体的に)

■ 通院されている医療機関についておたずねします。